

攻めの経営へ

東京証券取引所は24日、上場企業に求めるルールの原案を公表した。株主との対話などを通じて企業統治(コーポレートガバナンス)を強化する狙いで、独立性の高い社外取締役を2人以上、選ぶように促す。他の企業との持ち合い株式がある場合も、分かりやすい説明を求める。株主や社外取締役など外部の知恵を取り込むことで企業価値の向上を後押しする。

外部から知恵

社外取締役、複数に

5月に施行する改正会社法は1人以上の社外取締役の選任を促している。金融庁と東証は政府の成長戦略の一環として、会社法とは別に企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)をとりまとめている。東証のルール案は、企業統治指針の内容を具体的な規則としたものだ。新たなルールは経営陣



説明する日本取引所グループの斉藤CEO(24日、東証)

東証、上場企業に新ルール

東証が上場企業に求める主なルール
(対象は東証1、2部の上場企業約2400社)

- ◆株主との対話促進に取り組む
- ◆複数の独立性の高い社外取締役を導入。導入しない場合は説明する義務
- ◆他社との持ち合い株がある場合は目的を説明
- ◆買収防衛策を導入する際は、その理由や合理性の説明
- ◆役員報酬額を決定した理由を説明
- ◆資金の調達や使い方の説明
- ◆新興市場の企業には理念の順守を求める

社外取締役は高い独立性が求められる

×: 独立性なし
○: 独立性があるが属性報告義務あり
◎: 独立性あり報告義務なし

	当該企業や子会社の役員	親会社や主要経営者の親族	役員や出資企業の役員	投資家の幹部	主要でない取引先の役員
現役、辞めてから1年以内	×	×	○	○	○
10年以内	×	○	○	○	○
10年超	○	○	○	◎	◎

に株主との協調を促している。まず、株主と建設的な対話をする取り組みを求め、海外の投資家から問い合わせが多い持ち合い株式については、保有する目的や合理性を株主に説明してもらう。買収防衛策の導入には、経営陣の保身を目的としたものではないと説明しなければいけない。ルールでは2人以上の

独立した社外取締役の選任を促している。独立性については、主要な取引先である企業の元役員は認められるなど、具体的な目安を示した。これまでに企業に義務付けていた社外取締役の独立性についての詳細な説明は省略できる。

企業が自分で判断して

延べ3000人超、必要に

中堅企業、ハードル高く

東証1、2部の上場企業で複数の独立した社外取締役を導入しているの

が、ふさわしい人材は限られている。特に経営資源に乏しい中堅企業のハードルは高い。社外取締役を選任して

延べ3000人超の取締役候補が必要となる計算

「急すぎる。取締役を選任する時間がない」(中堅金融)と、悲鳴に近い声も聞かれた。社外取締役は学者や弁護士、元官僚などが選ば

断に委ねるとしている。

だ。企業側は社外取締役の候補者探しを進めているが、ふさわしい人材は限られている。特に経営資源に乏しい中堅企業のハードルは高い。

社外取締役を選任して延べ3000人超の取締役候補が必要となる計算

「急すぎる。取締役を選任する時間がない」(中堅金融)と、悲鳴に近い声も聞かれた。

社外取締役は学者や弁護士、元官僚などが選ば

断に委ねるとしている。

マザーズやジャスダックなど新興市場の企業には直接適用しないものの「株主との対話」や「適切な情報開示」などを尊重するように求める。

企業には株主総会後に開示する「コーポレートガバナンス報告書」での説明を求める。総会前の開示にして株主の議決権行使の判断に役立てるべきだとの意見もあった。

日本取引所グループの最高経営責任者(CEO)は、24日の記者会見で「複数の社外取締役の導入で企業経営が変わり、成長が促進されることを期待する」と述べた。

「業界への知見が深い外部の有識者を探すのに手間取っている」と打ち明ける。来年度の取締役の人選が進んでいるなかで、独立性が確保できない可能性から選任をあきらめる事例もあるという。東証はルール案で独立性の目安を公表したが、「最終的には企業の自主的な判断に委ねるとしている。

を高めることにある。現在の社外取締役にはコンプライアンスを重視した抑制的な助言だけでなく、新しい事業への取り組みなど、リスクに挑戦するための助言も求められている。その会社が社外取締役をどのような役割を求めるといふ議論をせずに形式的に社外取締役を選んでも、企業価値の向上にはつながらない。

「株主との対話」や「適切な情報開示」などを尊重するように求める。

「株主との対話」や「適切な情報開示」などを尊重するように求める。

「株主との対話」や「適切な情報開示」などを尊重するように求める。